

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者に対する交通運賃割引制度は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者には平成2年から、知的障害者には平成3年から適用されてきた。運賃割引対象は、JR、民間鉄道、航空、バス、タクシー、旅客船の運賃及び有料道路通行料金に及んでいる。

しかし、精神障害者については、平成9年から精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施しておりますが実現せず、一部の路線バス、民間鉄道などが行うようになったものの、身体・知的障害者と同等の割引制度の適用に至っていない状況である。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年2月に政府が批准した障害者権利条約では、第20条に「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条には、「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とされている。

よって、焼津市議会は障害者権利条約の趣旨を踏まえ、国においては、精神障害者にも身体・知的障害者と同等の交通運賃割引制度の適用を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

様